

番号法における税法上の告知等の区分および各根拠条文

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に規定する個人番号を告知いただきます。
各種手続きにおける、税法上の告知等の区分および各根拠条文は以下の通りです。

手続き内容	税法上の告知等の区分	根拠条文
投信・債券口座の申込	公社債の利子、投資信託の収益の分配の告知	所得税法第 224 条第 1 項及び第 2 項 所得税法施行令第 337 条第 3 項
	株式等の譲渡の対価の受領者の告知	所得税法第 224 条第 1 項、 所得税法施行令第 343 条
特定口座の申込	特定口座開設届出書提出時の告知	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項
	特定口座源泉徴収選択届出書提出時の告知	租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 5 項
	源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書提出時の告知	租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項 同法第 37 条の 11 の 6 第 1 項及び第 2 項
NISA口座の申請・開設	非課税適用確認書の交付申請時の告知	租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項、同条第 5 項第 3 号
	非課税口座開設届出書提出時の告知	同法第 9 条の 8、同法第 37 条の 14 第 1 項から第 4 項 同法第 37 条第 5 項第 1 号